



インターネットでの情報提供	
提供予定日	9月19日(木)

平成25年9月18日(水) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
林政課	水源林保全係	饗場 昌彦	(内線) 3026 (直通) 058-272-8473

岐阜県水源地域保全条例の事前届出制度がスタートします

県では、「清流の国ぎふ」の豊かで澄んだ水を後世に引き継ぐために、水源地域の保全を目的として「岐阜県水源地域保全条例」を平成25年4月1日に施行しました。

このたび、同条例に基づき、水源地域を指定するとともに、平成25年10月1日から指定した水源地域での土地取引等を行う際の事前届出制度を開始しますのでお知らせします。

記

1 水源地域の指定

水道水源の取水地点及びその周辺の区域(国有林を除く。)で、水源の保全のために特に必要があると認める区域を水源地域として指定します。

- (1) 指定時期：平成25年9月下旬予定
- (2) 箇所数等：県内22市町村の243箇所、約5万1千ヘクタール(予定)

<水源地域の指定区域について>

- ・水源地域は、図面での指定になります。
- ・区域図面は、県庁林政課、各県農林事務所、市町村林務担当課で確認できます。
- ・指定後は、インターネットでも確認できます。(**「ぎふ ふおれナビ」**で検索)

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/ringyo-mokuzai-sangyo/yutakanamori/forenabi/>)

2 土地取引等の事前届出制

指定された水源地域内の土地について、売買などの取引を行う場合は、その契約を締結する30日前までに、県への届出が必要になります。

- (1) 開始時期：平成25年10月1日(火)
- (2) 届出者：土地所有者(売主)等
- (3) 対象：指定した水源地域内の土地
- (4) 対象行為：土地の所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権の設定又は移転に係る契約を締結する場合
- (5) 届出先：県庁林政課、各農林事務所
- (6) 罰則：届出しなかった者や、虚偽の届出を行った者は、5万円以下の過料